

宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮古島市奨学金返還支援事業補助金の交付については、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 宮古島市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、宮古島市内の中小企業が従業員への奨学金返済支援制度を設け、手当又は賞与への加算等（以下「手当等」という。）として、奨学金返済のための金銭を支給する場合に当該企業を補助することにより、若年者の市内就職促進及び中小企業の人材確保等を図ることを目的とする。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象企業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県奨学金返還支援事業の補助を受けていること。
- (2) 宮古島市内に本店又は主たる事業所を設置していること（登記簿上のみ存在するものを除く。）。
- (3) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金償還金等の納付）を果たしていること（法人の場合にあっては、会社及び代表者）。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業を営むものでないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する団体）又は暴力団と関係するものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象企業が、次条に規定する従業員に対し、奨学金返済支援のために支給することを就業規則又は賃金規程等の文書で明確に定めて支給した手当等（従業員の

返済を代理返済した額を含む。)とする。

2 補助対象経費は、補助対象企業の賃金計算期間にかかわらず、補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）の属する年度中に行った給付であり、かつ、申請日の属する月以降に行った給付に限る。

（支援対象とする従業員の範囲）

第5条 支援対象とする従業員（以下「対象従業員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 雇用期間の定めがなく補助対象企業で正社員として取り扱われていること。
- (2) 申請日において、宮古島市内に所在する事業所に勤務していること。
- (3) 申請日において、貸与された奨学金を対象従業員本人が返済予定又は返済中であること。
- (4) 申請日の属する年度の初日（当該年度の初日の翌日以降に採用された者については、当該採用日）において、補助対象企業に採用されて5年以内であること。ただし、当該年度の初日において、企業の奨学金返済支援制度が設けられていない場合は、当該制度が設けられた日（制度創設日の翌日以降に採用された者については、当該採用日）において、当該補助対象企業に採用されて5年以内であること。
- (5) 申請日の属する年度の3月末日において、35歳未満であること。
- (6) 申請日の属する年度の3月末日（3月末日の前日以前に第11条の実績報告を行う場合は、当該報告日）において、申請日と同じ中小企業に在籍していること。
- (7) 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務形態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

（補助対象となる従業員の支援期間）

第6条 対象従業員が当該補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、60か月となる月（転職等により以前勤務していた中小企業で本制度の対象となっている場合は、その期間を通算する。）までとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象企業が交付申請を行った年度に対象従業員が返済する額の2分の1以内の額とし、当該年度内に支給を完了した額の4分の1以内の額又は4万5,000円のいずれか低い額を上限とする。

2 本事業における補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 沖縄県奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 納税証明書など市税に滞納がないことを証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請を受けたときは、申請書類を審査し、及び必要に応じて聞き取り調査を行い、補助金を交付すると認めたときは、交付決定を行い、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると認められる場合であっても、補助対象企業が次に掲げる事項に該当する場合は、交付の決定をしないものとする。

- (1) 同一会計年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定を既に受けているもの
- (2) その他補助金を交付することが適当でないと市長が認めるもの

3 市長は、第1項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 前条第1項の交付決定通知を受けた補助対象企業は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は宮古島市奨学金返還支援事業補助金中止(廃止)承認

申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 新たな従業員を補助対象として申請する場合
- (2) 支給する手当等を増額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第11条 補助対象企業は、補助事業が完了したとき（補助事業が完了する前であっても、補助金の額が確定したと市長が認める場合を含む。）又は第9条第1項の交付決定日の属する年度が終了したときは、宮古島市奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 給与明細書又は賃金台帳など対象従業員に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し
- (2) 対象従業員が奨学金を返還したことを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告があった場合は、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて聞き取り調査を行い、その内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宮古島市奨学金返還支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該補助対象企業に通知する。

（補助金の交付）

第13条 補助対象企業は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに宮古島市奨学金返還支援事業補助金精算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助対象企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の規定により決定した内容の全部又は一部を取り消し、又は変更するこ

とができる。

- (1) 沖縄県から、沖縄県奨学金返還支援事業補助金の取消し又は変更を受けた場合
- (2) 法令又はこの要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途に使用するなど、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

2 市長は、前項の取消しを決定した場合には、宮古島市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の取消しをした場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。

3 第1項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第16条 補助対象企業は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助員の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。